

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』

田 中 則 雄
(島根大学法文学部)

摘 要

『但州村岡敵討』は、但馬国村岡において一六八二年に起こった敵討事件に関する実録である。本作には、特に事件の経緯、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード…実録、近世小説

はじめに―村岡敵討事件と実録『但州村岡敵討』―

天和二年(一六八二)五月二日、但馬国村岡において、近藤源太兵衛(肥前国唐津藩主松平和泉守家来)・坂尾夫兵衛(大老堀田正俊家来)らが、村岡藩士の池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛の屋敷を襲撃する事件が起こった。池田は討たれ、浅田は逃れたが、両人の一類に死傷者が出た。討手の一団は鳥取藩の庇護を求め、同藩はこれに応じ、一旦鳥取へ引き取った後、米子を経て、近藤源太兵衛の主君松平和泉守の領地唐津へと送った。

実録『但州村岡敵討』は、当事件の経緯を記したものである。この

実録に拠ると、事の発端は、寛文年中(一六六一〜一六七三)、村岡藩主山名矩豊(主殿)の兒小姓北条三木之助が傍輩の川野九十郎と喧嘩を生じ斬害。横目の池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛がこれを匿った。三木之助はこのあと何度か居所を移した後、本郷に住む浪人近藤宇右衛門方に隠れ、堀田正俊の兒小姓に有り付き、近藤一学と名乗った。一方、山名矩豊は、池田・浅田が横目の役にありながら三木之助を匿い逃がしたことを問題視し、三木之助を討って出さねば許さぬとて暇を出した。池田・浅田は三木之助の在処を探すが見付け得ず、これは近藤宇右衛門の関与によるものであるとして遺恨を抱き、延宝元年(一六七三)五月一六日、本郷四丁目の寺に詣でた宇右衛門を討った。この後、池田・浅田は山名家への帰参を許された。以上は江戸で

起こった事ともである。

近藤一学（元の北条三木之助）は、自分故に宇右衛門が討たれたことを無念とし、坂尾夫兵衛¹と改名して、宇右衛門の弟近藤源太兵衛と合流して同志を集め、延宝三年（一六七五）九月、村岡の池田・浅田屋敷の襲撃を図るが、途中で露顕したと思ひ込み撤退、後にこれが勸違いであつたと知り大いに悔やむ。この後敵方の様子、村岡の地理などの探索を続け、満を持して、前記の如く天和二年（一六八二）五月二日に襲撃を掛けたとする。

この事件に関する記述は、『因府録』『因府歴年大雑集』等の鳥取藩政資料、また同藩関係の説話を集成した『雪窓夜話²』にも見られる。実録『但州村岡敵討』は、事件の経緯、関与した人物に関する記述において、こうした藩政資料等に記すところと乖離しないので、地元で制作されたいわゆる地方実録であると認める。但し会話や行動、内面にまで踏み込む描写には、実録としての様式的特徴が表れている。

なお、井原西鶴の『武道伝来記』巻三の一、二は、この事件を踏まえると指摘されており、文学領域への展開という点も注目される。椋梨一雪編『日本武士鑑』（元禄九年（一六九六）刊）巻二の七「近藤源太兵衛 兄敵討」もこの事件を記すものであるが、その内容や行文は実録『但州村岡敵討』と近似する。こうした点については、次号に改めて考察したい。

本実録の伝本には次のものがある。鳥取県立図書館蔵本は、鳥取県智頭町の石谷貞彦氏の旧蔵。誤字が多いなどの問題もあるが、地元伝来の本であること、その本文が原初形態に近いと推測されることから、これを翻刻の底本とした。国立公文書館内閣文庫蔵本は、『伊賀上野山城日岡但馬村岡復讐実記』（外題）と称する写本で、そこに収

める「但州村岡敵討鳥取御厄介に成始末」が本実録に当たる。この本は、荒木又右衛門らによる伊賀越敵討、黒田四郎兵衛による日岡峠の敵討、本村岡敵討と、何れも岡山・鳥取を治めた池田家に関係する事件の記を収録する。奥書に、「右敵討三条因州中村元儀蔵書也。依為実録乞需之書写了／天明五年乙巳十月廿八日／□□□□□□□□敬」とある。天明五年は一七八五、最後の「敬」字のみ残し書写者名は削り取られている。県立図書館本、内閣文庫本の本文は概ね合致する。鳥取県立博物館蔵本は、因幡国岩井郡浜大谷村（現鳥取県岩美町大谷）の中島正之によって天明年間（一七八一―一七八九）を中心に作成された実録写本群の一。内容は上記二本と同じであるが、文章表現に異同が見られ、また敵討の面々による口上書の写しの配置箇所を最末尾に変更するなど、独自の加工がなされたことが窺える。この他にも村岡・鳥取を中心に地元に残存する本があるものと思われるが、調査は今後の課題とする。

（１）本翻刻の底本では堀尾夫兵衛とするが、諸資料坂尾とする。ここではこれに従う。

（２）『雪窓夜話』と称する近世鳥取の説話集には、次の二種が存在する。一は、宝暦五年（一七五五）に没した上野忠親が最晩年まで編纂を続けて成ったもの（鳥取県立図書館、請求記号、三八八／八、五冊本）。一は、外題は同じく『雪窓夜話』とするものの、忠親『雪窓夜話』所収話を取捨選択しつつ記述を改変し、更に話を追記したもので、一八〇〇年代に入ってから成立したものと思われる（同、請求記号、三八八／三、二冊本）。田中則雄「鳥取藩士宅間八大夫事件の実録化について」（『山陰研究』

一五、二〇二二年一二月) 参照。当事件の記述を収録するのは後者。

(3) 『武道伝来記』巻三の一との関係については、小谷省三「西鶴武家物の素材」(『国文学』(関西大学国文学会) 二一、一九五八年四月)、『同』巻三の二との関係については、森田雅也「西鶴『武道伝来記』と村岡騷動―地方談林俳人への「挨拶」の手法―」(『日本文藝学』五一、二〇一五年三月) 参照。

〈書誌〉

○底本 鳥取県立図書館蔵(石谷貞彦旧蔵)。一冊。請求記号、WA / 二〇九・二 / 三三三 / 郷土WH。

○表紙欠。仮綴。一四・〇×二〇・一糎。

○内題なし。尾題「但州村岡敵討」。

○丁数 全二九丁

○行数 每半葉一一行(第一丁)第一四丁、一五行(第一五丁)第二九丁。

〈凡例〉

一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。

一、誤字・宛字・衍字、意味の通らぬ字句は原則として底本通りとしたが、適宜右傍に、本来あるべき字に正して()に入れて示し、あるいはそのまま残してママと記した。なお単純な誤りについては、断らずに改めた所がある。

一、脱字は()に入れて補った。また、底本には助詞の省略が多く見

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』(田中則雄)

られるが、読解の便を考慮し、()に入れて補った所がある。

一、仮名の濁点は、底本における有無如何にかかわらず、新たに付け直した。

一、底本には句読点がなく、新たに施した。

一、会話に相当する部分を「」で括った。

一、適宜段落を設けた。

一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり通しの丁付を(一才)の如く示した。

一、底本における破損箇所、意味の通りにくい箇所について、国立公文書館内閣文庫蔵「但州村岡敵討鳥取御厄介に成始末」(略称(内))、鳥取県立博物館蔵中島家旧蔵本(略称(中))に拠って補い、「」で括って補い、その旨を注に記した。

一、注には、右二本との校異、また、読解の参考となると思われる事柄を、最小限に絞って記した。

〔翻刻〕『但州村岡敵討』

伝聞しは、寛文中武州江戸にて、但馬村岡の領主山名主殿之見扈従北条三木之助、傍輩川野九十郎と喧嘩を仕、則座に切殺し、直に横目浅田重郎兵衛・池田七郎左衛門部屋え走り込有増かくと語ければ、兼而最頂の三木之助故にや、「一先爰を落べし。万一以後にろけんして銘々越度に及ならば、三木之介一所に生害すべし」とて、互に堅言かわし立退ける。(一才)三木之介は隣家松浦伊右衛門殿へ欠込ける。暫御介抱にて、其後肥前唐津の城主六万石松平和泉守殿、当時左近将

監乘邑御家来近藤源太兵衛、親類成る故、彼方迄忍しかど、長屋住居におかれん事遠慮あつて、源太兵衛兄近藤宇右衛門、浪人にて本郷に有し、其方を頼隠れをりしかど、住居せまく他目多、上野寺輕院執持にて、堀田筑前守へ兎小性に有付、近藤一学と改ける。漸年月も過、(一ウ)三木之介は池田・浅田が才覚にて落したりと村岡諸士の風聞、主殿被聞召、「池田・浅田は役儀がらには不届成。三木之介を討て出すべし。無左は兩人越度に書付べし」とて暇を給りける。

池田・浅田、「かく浪人せし事、三木之助きかざる事はよもあらし。夫を聞かぬ顔にて出合ざるは日本一の不道人也。諸全三木之介を討出すべし」とて、此彼に隠れ居て覘といへども、終に不出合。次第にきう悪の身を(二オ)せめけるにや、三界雖広と一身の無指所古郷雖多一飯の憩人なければ、今ははや兎やかくとあんじ煩ける。「三木之介を出さぬは近藤宇右衛門が所為成。此上は宇右衛門うつべく」と覘折節、延宝元年五月十六日江戸本郷四丁目の寺にて四つ手籠に乗参を見れば、宇右衛門無紛。是天の与と思、忒人編笠を取三木之介が行衛を尋るに、「更に知らぬ」と語り、其儘引ずり下し、宇右衛門討留(二ウ)ければ、寺中騒動し、門々固めける。池田・浅田編笠を被くまなく漸々藪を括りて逃去りける。相手を尋るといへども、何者共行衛不知、無是非編笠式つ取て弟源太兵衛を渡しける。

其後二和十兵衛編笠の緒を能みれば、反古にてよりたる観世燃、是をほごき見れば、池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛と連名あり。相手

- 1 (内) 三界雖広一身のおく所なく、古友雖多一飯の与る人なければ
2 (内) くゞりて

は池田・浅田に極りたりと歎喜して、俄に但州の様子を窺聞ば、(三オ)池田・浅田は早主殿へ帰参し、二度一所に懸命の地を安堵したるとき。近藤一学今は止事を得ざれば、我故に宇右衛門を討せ世間の人口恥敷思ひけん、再三暇を願といへ共、聞届給はず。無是非松浦伊右衛門殿を頼暇を貰ければ、直に元服して堀尾夫兵衛と改名し、近藤源太兵衛と申合、其外一身同心之集、池田・浅田を夜討にすべしと謀略し、延宝三年前田安藝守・能勢日向守(三ウ)殿え相断、敵打の御帳付、八月上旬上下廿五人武州を打立、丹波路を越、九月十日に但州妙見山(に)籠、其夜鶏鳴の時分、池田・浅田が屋敷へ堀尾夫兵衛忍び込、敵の様子を窺相図の笛を吹ければ、笛合致さず。夫兵衛不審におもひ堀を乗越立帰見れば、身方は兎人も見へず、向の山端より何者共知ず大勢炬を燈し来る。周章で妙見山(に)立帰り、夫兵衛がいわく、「方々(四オ)いかに思ひ給ふぞや。ケ様にては中々本意は遂がたし。早隠謀露顕せり。一先爰を去り時節を待べし」と各立退ける。後に年貢納を聞て、千度悔しとかや。池田・浅田方には是をば不知、翌朝高堀に畳階子大槌共捨有を見て、敵夜打に寄たり(と)心付て惣曲輪に藪をかまへ、長屋門一口にして用心敵敷容易(に)可討方便もなかりけり。

源太兵衛・夫兵衛無是非(四ウ)京都へ居住し、夫々源太兵衛家来高橋喜兵衛は小間物屋に身をやつし、村岡へ二三年も通ひ敵の有様を伺、山本五兵衛は鏡磨に成、是も村岡へ通ひ所々拔道を心掛ける。近

- 3 (内) 潜に
4 (内) 坂尾夫兵衛。以下同じ。
5 (内) 年貢納の百性なりと聞て

藤源太兵衛、親は春マに及、古郷下野国に有ける。彼方へ源太兵衛より音信けるは、「先年も兄宇右衛門の讐を報る事掌6の中にありしに、却而敵に後を見られ、末代迄の嘲、悔ても(五才)あまり有。老衰の身助命の程も案じ侘し」とやマ心中を書尽し送りける。父の返翰に、「光陰箭之如、兄宇右衛門十三回忌(に)」当り未会稽の恥辱を雪がざる事、草陰成亡霊も無恨敷おもふらめ。人生古来七拾稀成といへり。我は七拾有余成、全命惜き(に)あらず。片時も早く汝敵の屋形に忍入、縦勝利を不得共、池田・浅田が宅を枕として打死したると聞ならば、最早(五ウ)此世に思ひ残事なし。此儘に死ならば、定て冥途黄泉の旅にも迷べし。父が命を案ずるは却而不孝の至成。凡守小信忘大儀は良将勇士の恥所なり。古の程嬰は我が子を殺し幼稚の主の命を助、予讓は貌を變じ旧君の恩(を)の報じ、近代直江山城守は一子を殺し主君上杉の子世に出す。是皆不易の忠義なり。況生死不定なれば、万(六才)大望遂ずんば、後悔何之益あらん。汝徒に年月を送事、父が心事にたがへり。最早現在の通便是限り成」と書述ける。源太兵衛諫言に驚て、兼而一身の小山田清左衛門・二和十兵衛・山田又市・堀尾夫兵衛・近藤源太兵衛家来高橋喜兵衛・山本五兵衛招集、「兄宇右衛門が亡前之讐報せん事、漸今年に極れり。先年多の勢を催し敵に後を見られ、此度は各我等(六ウ)も七人命を塵芥に比し義を金石に類して責可戦。万一勝利を不得は、一所に生害すべし」と言ば、何れも堅領掌し、思々に父子兄弟を方付、娑婆の暇を乞、恩愛の別れをなしける。中にも山田又市、六拾及老衰の母折節病悩の体に臥けるが、枕をあげ又市を諫て、「汝平生孝心成るは、定而死期に及び臆を可取。人間半

6 底本「臺」の如き字なれど、虫損にて判読し難く、(内)により改む。

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』(田中則雄)

百といへ共、我は六十(七才)にあまり、縦道路の衢に飢死する共不可嘆。又は腰昇に乗共非可嘆。母に心が臆万一敵の擒と成と聞ならば、七生までの勘当成。早先に打死すべし。喩匹夫に生れたりとも、志をば後代に留よ。況や譜代相伝之恩孝の讐成。一旦の命を遁とて多年の忠孝忘る事なけれ。往昔漢の黄良が母を学び、我も一衣を送る間、平生(七ウ)母が陰身に添と思ひ心強討死すべし」と諫て、更に悲泣の体はなく、歡喜して見せければ、又市今は安堵の思ひをなしけり。さて鍵長刀鎖り帷子杯を用意して、今日や明日やと吉日を撰ける。

頃は天和式年壬戌四月廿日、京都打立播磨路を越、同廿八日因州鳥取へ当着し、河端四丁目に一宿し、翌廿九日馬指三郎右衛門と申者に人馬を雇、(7)病人(7)二和十兵衛を駕籠にのせ、(八才)同日岩井郡湯村へ参着し、中瀬屋三郎右衛門方に宿り、入湯の望みをなしけり。其節小山田弥市郎と云浪人御穿鑿の最中なれば、宿や申は「各御生国主人御書出し候得」。何れも承り、「銘々山城東本願寺の家来堀道喜近藤源太兵衛 山田又市 吉田清右衛門 小山田清左、和田夫右衛門 替名 尤惣髪、坂田又四郎かまな、堀尾夫兵衛 替名 高橋喜兵衛 替名 一本指、茂兵衛山本五兵衛 替名 同断、右兩人は京都珠数屋にて侍る」と書(八ウ)出しける。「併今一応は改べし」とて、大庄や喜三郎・喜平次参相改けれども、御吟味の相文不相成故、無別条由にて帰りける。宿三郎右衛門荷物を集るに、纔成渋紙包計にて殊外重く、万々湯治之覚語には不見由、有増役人を咄しければ、「然れば今宵忍を入、いか様の咄し共するぞ様子を聞べし」とて、忍を入けるに、洛陽東山・小室(御)・清水・本願寺の咄ばかり致ける。然れ共声を(九才)も聞けば京者にはあらず。弥不審に思ひける折節、翌朝朔

7 (内)により補。

五

日の八つ過に、宿屋三郎右衛門を呼、「銘々暫く入湯可致所に、俄に本国へ帰申事出来成故、揚り申間、馬かご今夜七つに参様に申付可給」と曰り。宿屋承り、「各様子東本願寺の御家人と被仰候得共、声聞ば京都しうには不非。其上荷物杯湯治の御覚語とは中々不存寄。昨日御当着今夜俄に御揚り、彼是不審(九ウ)に存候。私忝人の了簡にも難及。此段役人共へ申聞べし」といへり。「成程不審は尤成。銘々元來は湯治之者には不非。丹後文殊へ参詣の者に而候所、此病人は京都町人の倅成が、幼少病者故、彼が親共当所に温泉を及聞召れ、入湯致させ呉候得と頼申に付、是まで召つれけるに、道中一寸度風引湯も当気色以外の外(に)見ゆるに、片時もはやく召連帰親里へ相渡申度存故、(十才)俄に揚申」と語りける。宿屋承、「然ば此段役人共へ申聞さん」とて、彦三郎・喜平次へ咄しける。兩人申は、「何分にも馬は夜明け可出。又一応十兵衛を発足前に改」と内談致ける。夜半過馬籠参たると気をせりける。漸夜も明けけると、彦三郎・喜平次参、何れにも対面し、「御当着の節も改候得共、御病人十兵衛殿一応改申度」といへば、和田夫右衛門進出、「各方は余り成仕方。爰元は田舎故(十ウ)再応と御改に候や」と逆鱗の体に見へける。喜平次承り、「夫は仰とも不被存。小山田弥一郎は天下一同の御吟味者也。洛陽の様子は不存、爰元にては御吟味強く、不審ヶ間鋪事あらば、幾度も吟味を可仕由にて候。御不笑ながら御病人を今少し可改」といへり。又四郎飛出、「仰之通小山田儀は洛中にても御吟味強て、各御念入候は尤也。然ば御改あれ」と、十兵衛を引立ける。傷寒にて熱は強く、十方(十一

8 堀尾夫兵衛のこと。

9 山田又市のこと。

才)成事計云、大手ひろげ狂乱の体見へける。又四郎十兵衛を諫て、「汝日比には不似合者(に)候。心をしづめられよ」と一向申けると、少は静に成けり。彦三郎・喜平次立寄、「相改御勝手次第御立候得」と申渡して帰ける。彼是手延、堀尾夫兵衛殊外立腹し、「是程之存立段々妨有の口惜次第。今日は是非村岡へ踏込天運にまかせ可申」と涙を流し、追付馬駕籠来と荷物付、五月二日の朝六半過に湯村(十一ウ)を立蒲生峠を越、但州二方郡竹田へ到着す。馬駕籠次かゝ昼支度を調竹田を立、夫より浅手の坂(に)懸り、「駕籠馬子は是非竹田へ可帰」といへば、銘々は「村岡迄の御約束仕候間、村岡迄は是非可参」と言に付、巾着銀子を差出し見はからいに遣しけれども、足り不足之口論致しければ、「兎角はいらぬ。軍神の血祭りにせん」と太刀引拔と、恐れ周章逃去りけり。

夫が荷物を解思ひく(に)武(十二才)具を用意し、何れも打寄今生の暇乞をなしけり。中にも二和十兵衛は病中にて浅手坂迄駕籠に乗ける所に、熱引本心に成、何れもに向、「某拾年此方春秋を不易寝雖碎肺肝、病苦身責は可防力尽、今日の全度に不逢して生甲斐なし。冀は各我を敵の方へ向刺殺し可給。はやとくく」と涼げに聞へける。源太兵衛、「いしくも申されたり。誰も今日を限りの命ぞ(十二ウ)かし。死出の三途川を手に手を取て渡るべし。今生の名残是迄也」と、盃を取かはし、源太兵衛・又市兩人十兵衛を引立駕籠の左右の指通し、死骸を遥なる谷底へ落し、「最早こゝろに懸る事なし。勇やく」とて、浅手の坂を下り和田村を過行ける時、和田の百性六人の出立を見れば、村岡の敵討なり。「急此由村岡へ注進すべし」とて、

10 (内)底本に同じ。(中)相改無別条間、御勝手次第に御立可被成

六人の跡分百性を付け(十三才)ける。天竺峯岐と言所にて百性さきがけせし故、「きやつ正敷村岡への注進と見へたり。討て取」とひしめけば、注進の者恐て和田へ帰りける。

其内に六人町口へ懸り、「火事よ〜」と呼しかば、上下立騒間に、敵の屋形に無二無三に懸入、池田七郎左衛門が方には堀尾夫兵衛・小山田清左衛門・山本五兵衛、浅田十郎兵衛方には近藤源太兵衛・高橋喜兵衛・山田又市、三人宛二手に別れ切入ける。敵の池田七郎左衛門(十三才)宿に居ず。方々と尋ける内に、門番文左衛門飛出、「火事には非ず、敵討」と声を懸ける。夫兵衛取て返し門番を追ちらし、長屋の浅田十郎兵衛弟浅田郷右衛門長刀を引提出、山田又市渡合。源太兵衛は裏口に廻りはしり有所を、押明其儘踏込。台所分あがり、十郎兵衛は見へず。隣家の七郎左衛門其外女中打寄茶を呑いける。七郎左衛門は納戸を逃逃ける故、(十四才)源太兵衛追懸致ける。地炉側に山いも皮剥ちらしたるにすべりつまづく所を、下女熱灰をすくい掛る所を、起上り片手打に払けると、下女は「あつ」とさけびて打臥ける。源太兵衛納戸へ付込戸引窓を下し、聞く敵の行へ見ざりける。七郎左衛門長刀構て居るとみへたり。源太兵衛走り掛りて一太刀打込けり。あまり強打込故、右の手かう面へ懸長刀に行当りけると。長刀取直したりと(十四才)見をたる所を、透間なく下手に引組、七郎左衛門脇指を抜二太刀着込み上を打ければ、帷子計少し切れたり。池田勝にて源太兵衛を取て押へける所に、堀尾夫兵衛走り来りて、「源太兵衛、同士討や」と言葉懸る。「何に味方打」と答へ申ど、早敵と心得打に打ける太刀先、味方の源太兵衛も少はあたりける。然共七郎

11 (内) 男女

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』(田中則雄)

左衛門首は水もたまらず打落し、源太兵衛起上りとゞめを指、高声にて、「池田七郎左衛門をば近藤源太兵衛打取たり」と呼はり、扱台所に出けるに、浅田郷右衛門と山田又市「今にせり合ける所を、十郎兵衛家来半左衛門大身の鎧を投つきにいたしける。鎧先又市」肩間にあたり少臆所を、郷右衛門唯一扱にせんと(十五才)せし所を、源太兵衛走り懸り、右かいなを打落した、みかけて討留、其内に半左衛門は門口迄逃行ける所を、高橋喜兵衛待合打留たり。さて何れも打寄、浅田十郎兵衛を捜しけれ共行衛不知。源太兵衛言様、「ケ程捜しても不見。万一隠れ居るとても七郎左衛門其外家来迄を討せ十郎兵衛不出合は、打留るも同じ。いさ此所を立退べし。最早望は遂たり」と、「目出度〜」と千秋楽を高々と諷門外へ出ける。後に様子聞ば、浅田十郎兵衛は水風呂桶に入蓋して隠れけるを、下女走り行て桶のみ口を抜けり。

村岡勢式拾人余り(十五才)詰懸けるを、山田又市追散しける。六七間も下りけるが、又追懸けんせし所を、又市小刀箆を式本手裏剣に打ければ、討手の眉間に当り、十間計跡にさがりけり。其内に五人は町はづれ迄往て、「又市〜」と呼ける。又市手振てみせけると、五人は和田口へ懸り、四つ堂にて暫休足しける。又市鎧疵深手故、濃人町の小家にはいり戸を立てける。女童は裏口分逃去りける。宮田夫兵衛と言村岡侍、折節田植の下地(知)に参り出りけるを、内証分着込長剣を持せ遣し、村岡の家中は敵打あるよし注進被致ければ、其儘着込ちやくし(十六才)町はづれ迄出けれども、村岡町人共百性共立騒ぐ

12 書写の際に生じた欠と見て、(内)により補。

13 「一扱すく」と書こうとしたものか。(内)一すくひ

故、「敵打は」と尋給へ共、「此町家へはいりたり」といへり。夫兵衛夫兵衛戸を押破り見給へば、はや山田又市は庭の石居に太刀先を立つらぬき死たり。夫兵衛、「残りの敵打は」と問へば、「今和田峠迄参る」と注進ありけると。夫兵衛初村岡勢追懸ける。

和田村之権之丞と言百性鉄砲引さげ出けるゆへ、村岡勢、「権之丞、討や〜」と声を懸けるを、権之丞母聞つけ走り出て権之丞に抱付、「村岡の狼藉者又は盗賊とあるならば格別。あれは敵打なり。それを又打は百性の入ぬ事」と（十六ウ）留ければ、尤とやおもひけん、権之丞は和田へ帰る。其内に敵討は峠過行ける。村岡追打の者共、「先村岡へ帰支度を調追懸べし」と、「敵打も中々今夜中に蒲生峠は越まじ」とて皆々村岡へ引ける。五人の者共は是をばしらず、今に跡追打有かと思ひ、漸々と和田峠の向までたどり付、道明寺を出し少し宛たべ、三原野といふ抜道を通り、夜中に難所を越椿峠迄参着し、殊外腹中すき、小家に立寄給へ物を望み候得共、何も無之、少し宛酒を給べ、疵所へ血留付、蒲生峠まで参、「何れも労申故、馬を雇くれ（十七才）候得」と頼けれ共、所の者共恐れ周（章）て逃去けり。其時五人の者共申は、「銘々儀は鳥取追掛者あり罷越候。自然打留候は何方にて人馬出させ候様に、荒尾主計・池田日向へ相断候間、若不出申候ば、以後不可然」と偽候得ば、百性共承り、「相心得候へ共、此所には伝馬共に無御座候。今少し先へ御越候得」と申て人を付道しるべ致。何れもこれに力を得、漸翌日三日之朝、馬場村と言所迄たどり付。其節小山田右衛門と言郡奉行法美郡楠城岩井えと出らる、注進

14 (内)但馬。 (中)鳥取。 「鳥取」であれば、追討の者共の出処について偽ったことになる。

前日に有ければ、大庄屋彦三郎、組頭小嶋屋三郎右衛門、馬場村庄屋（十七ウ）久兵衛方（にて）朝茶吞ておりけるに、向の山端何に者共しらず四五人着込腹巻脚当にて朱になり来りける故、彦三郎・三郎右衛門出合、「各方には昨日湯村を御立被成、又今日はへ御通りの体。子細有様に御語被成候得」と申せば、何れも返答に、「敵打にて有間、鳥取多の近道教へ給はれ」と申ゆへ、彦三郎・三郎右衛門、「敵は何方にて打給ふぞ」と尋ければ、「夫ははや知れ申。子細は追々。おい打罷越候。片時も早く鳥取まで立退申度」と一向頼申されける。「併子細を不知此所をば通し申事は難仕。有体に御語候ば、我等風情（十八才）候得共、御望叶可申。殊更鳥取を御引取と被仰候は、当国家中に御家門共も有之候哉」と尋ければ、其時、「但州村岡にて敵首尾好打留たり。兼而荒尾主計と申合置候。敵首尾よく打留申とあなた迄参れと約諾也」といふ。「主計殿は当国之家老なれば、猶以銘々見通しには成申ず。然ば先湯村迄御伴ひ可申」。組頭三郎右衛門をば湯村へ注進に戻し、「彦三郎宅は但馬口にて要害（あしく）、喜平次が屋敷は山をかまへ要害もよし。是に落付可申」。

扱村岡追討の注進には馬場村百性嘉右衛門と言者を申つけ、但馬の方へ指出し、馬場村の百性（十八ウ）数人脇にそへ湯村喜平次方迄参着し、夫追々但馬口へ注進を指出。「追而沓里計間有ならば、浦

15 底本、「も吉外」の如き字を記すが、意味通らず。(内)により改む。
16 村岡からの追討の一団が迫るや否やを偵察し注進するよう命じたということ。

17 この文、(内)には無し。このあたりの状況は、(中)に「喜平次・彦三郎相談にて、追討の者遠見には馬場村嘉左衛門と云百性を遣し、「追討之者間なくは浦住迄遣し、舟にて加路へ送り、又は事急に候はゞ、喜平次裏の

住まで遣す。加路を船にて送るか、又は喜平次裏の山分岩常越を落べし」と彦三郎・喜平次相談にて、近郷之百姓を呼集、彦三郎方にては雑人の支度を調、五人の敵打へも茶漬を少づ、指出し、夫分浦住御番所岡野吉左衛門・野間惣兵衛、在普請奉行寺尾又左衛門・保坂一郎右衛門・青木甚左衛門、其節太田村逗留侍中野又左衛門、河崎村に佐久間甚左衛門、湯治の衆中は追々注進致けると。佐久間甚左衛門一番に欠付、喜平次門口にて大庄屋(十九才)彦三郎出合先委細を尋ければ、彦三郎申は、「今日御郡奉行当郡御通りの注進有之に付、馬場村迄御迎罷出候処、右五人の様子手負朱成見へける故、銘々出向吟味逐候得ば、敵討の由被申に付、「敵は何方にて打留候」と再三相尋候得ば、「但州村岡にて討留たり。兼而荒尾主計と申合置候」と被申候に付、其儘見遁しにも仕難、先年渡部数馬・河合又五郎打留申節伊勢の殿分御介抱と承及候得共、後日の御評議も不惶是迄誘引仕候」と語ければ、甚左衛門様子を聞届け、「最早此上は自分請込申。万一不調法に及と拙者忝人切腹致(十九ウ)了簡成間、門の扉を開べし。さて何れも対面可致」と座敷へ通り、各五人を対顔し挨拶を述、「唯今鳥取え注進の差出し候。何れも御用等は無御座候哉」と申ければ、「先以御心入不浅候。先刻馬場村と申所にて当所の役人衆へ申聞候は、兼而荒尾主計殿と申合置候と申聞候得共、此義は謀略にて申聞候間、鳥取へは御沙汰御無用に被成候得」と懇に頼ける。「其段は御心易思召候得。最早武具を御取御休足あるべし」と一向申ければ、各五人承、

山道分岩常越を落すべし」と申合せ」と記すのがわかりやすい。村岡からの追討(池田・浅田側の一類)の接近具合を確認しつつ、敵討の面々を逃がす経路を思案していたのである。

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』(田中則雄)

「是は此儘に被成置被下候得。今に今も追討之参と(二十才)出向へ候仕候」と堅辞退しければ、「拙者請込申からは、縦追討罷越候とても、各の手に懸け申までも無之。若輩の某なれば御心元なく思召候や」と申ければ、「然らば御差図にまかせん」と休足の体に見へける。源太兵衛強働けるゆへ、刀の刃鋸のごとくに成り、さやゑいらざるを、甚左衛門ため直し、塩湯にて源太兵衛頭疵を洗療治致ける。甚左衛門働を見て、「あつぱれ勇知兼備の仁かな」と皆々感ける。

源太兵衛喜平次を呼申は、「病人十兵衛を当所に預け置度存ども、宿老中瀬屋三郎右衛門と申ゆへ、若又但馬の(二十ウ)中瀬屋分参り居申者かと察し、無是非浅手の坂にて生害いたし、残念不少なり」と語られける。彦三郎申は、「敵の屋形へは何時に踏込給ふぞ」と尋ければ、「刻限日昼の申合の所、二日湯村を罷立節思ひの外遅引罷成、漸々七つ過に踏込本望を遂たり」と咄され後に考に、日昼は昼休にて、村岡家中宿に居る。遅引は仕合也。

堀尾夫兵衛喜平次に向申様には、「銘々到着分湯元の衆中不審致さる、体見へたりける。定而忍を入給ふと見へたり」。喜平次承、「各方には洛陽之咄計よくこそ遊ばしける」と大笑になりける。

近郷(二十一才)の諸士追々に集り、翌四日鳥取分迎(の)衆中には南条孫右衛門・吉村六右衛門・佐橋助太夫・同長八、湯村分佐久間甚左衛門・中野又左衛門・滝川軍右衛門・武宮久兵衛・青木甚左衛門・保坂三郎右衛門・寺尾亦左衛門・野間惣兵衛、上下五拾余人、同日申の下刻鳥取へ下着、直に町会所へ落付。番士の面々津田周防組・鶴殿民部組・池田日向組・池田大藏組・福田兵部・菅隼人・矢野兵庫・天野織部・加賀一学・箕浦藏人・宮脇十郎右衛門・加藤丹下組中、忍の

18(内)同じ。(中)酒湯

者には安場金右衛門・新作兵衛・国府九左衛門・新茂太夫・吉岡弥七郎・（二十一ウ）吉岡半左衛門・徒方は山瀬弥太郎・堀作右衛門・松浦左一兵衛・吉田惣五郎・福家利右衛門・海村喜十郎・落合惣兵衛・渡辺半助・福家十太夫・有沢九右衛門・松川六右衛門・西原長右衛門・高原新七郎、下番裁許人伊吹久四郎・松井左助、諸事肝煎北村八兵衛・宮脇得兵衛・清水忠兵衛・岩田八郎左衛門・大場六郎太夫、金瘡圓城寺速元、医師富嶋玄東、何れも相勤ける。

北村八兵衛罷出、敵討之面々物語承届、滝山兵助執筆にて記之。

近藤源太兵衛言、「廿五年以前松平和泉守方へ見小性奉公に罷出、近藤熊之介と申。兄近藤宇右衛門義は其節（二十二才）浪人にて罷有候。此度池田七郎左衛門・浅田十郎兵衛兩人を心掛遂存念候儀、兄宇右衛門江戸本郷六町目の寺にて右兩人に討れ申けれ（ば）、夫々^{（天）}武兵衛と申合、七郎左衛門・十郎兵衛心懸け、此度七郎左衛門討留申候。私義も和泉守手前拾年已前暇を取京都多住居し、敵打之儀前田安藝守殿・能勢日向守殿へ相断、堀尾夫兵衛・山田又市・小山田清左衛門・二和十兵衛、家来山本五兵衛・高橋喜兵衛、以上七人一身同心にて拾年以前但州村岡へ罷越、池田・浅田を心懸け候得共、首尾無之京都へ罷帰数年心掛、此度本望を遂申候に、今和泉守^{（計）}別懇意（二十二ウ）に付浪人之内も切々目見仕候。此度も和泉守家来も罷越度存念に居申候。私儀和泉守手前にて領知五百石給り近習役相勤候。本望達候得ば、和泉守家を離申者にては無御座候。併敵七郎左衛門は打留候へ共、十郎兵衛を打洩し、此存念は残居申候。和泉守方へ立帰不申今迄の体にて十郎兵衛を心掛申儀も可有御座候。親類并伴八右衛門、主計と申候て有之候。一類共主殿^{（計）}は未仕候」。

堀尾夫兵衛口上、「拾五六年以前幼少にて山名主殿へ見小性に罷出、

名は北条三木之介と申候。勤番之節傍輩川の九十郎と喧嘩仕、則座に打留、其節浅田十郎兵衛・池田七郎左衛門、（二十三才）名字は失念致候、团右衛門、休哲と申者共出合、是非立退候様に申聞候へ共、再三辞退仕候。達而退候様に進申候に付、任其意主殿隣屋敷に公儀御勘定頭松浦伊右衛門殿へ掛込候得ば、伊右衛門殿御聞届二日御かくまいに罷成、夫々近藤源太兵衛兄宇右衛門、江戸本郷二町目に居申候。宇右衛門儀は同国下野の者にて、私筋目有之故、宇右衛門一類常々入魂仕候に付、早速私義かくまい置。其後東叡山寺輕院と申寺へ參、六十日程罷有、其内堀田備中守へ奉公の企仕、見小性に罷出、近藤一学と申候。其後村岡にて私儀池田・浅田が作廻にて（二十三ウ）落たると風聞有之、主殿被聞召、兩人として私を尋出し、無左は暇を遣すよし被申渡候故、七郎左衛門・十郎兵衛、宇右衛門方へ參、達而私儀村岡へ戻し候様に申故、中々同心不仕、私義行衛知れ不申由返答仕候。依之宇右衛門に意趣相含候。定而宇右衛門か又は私なり共討留申様に、主殿被仰付候と覚申候。然所江戸本郷六町目に而宇右衛門義兩人に打れ申候。私義故宇右衛門討れ申候に付、池田・浅田意趣有之、備中守手前暇を願候へ共暇之埒明不申、漸々一兩年仕埒明申候に付、夫々源太兵衛へ馴染方々流浪仕、此度七郎左衛門をば討留候へ共、（二十四才）十郎兵衛其場へ出不申討洩、無是非之仕合に御座候。備中守手前暇取申刻、遂本望申候ば帰參仕候様にと、私へは暎と不申聞候へ共、傍輩田中团右衛門と申者へ申聞候（は）、「存念首尾能本望達候得ば呼返申儀も可有之」と、備中守被申候由、团右衛門申聞候へ共、暇の以後備中守へ出入も不仕候。尤両親とも無御座候」。

小山田清左衛門物語は、「私儀は源太兵衛・夫兵衛親類の者にてても無御座候。同国の好み、宇右衛門・源太兵衛と別而懇意に有之に付、

拾年以前、夫兵衛・源太兵衛へ付添方々流浪仕、此度遂本望候」。

山本五兵衛・高橋喜兵衛、「兩人儀、近藤源太兵衛家来(二十四ウ)にて御座候。源太兵衛一義存立候につき、始終付随、此度先途を見届申候」。

北村八兵衛、何れも口上聞届け感心の致ける。

扱湯村には庄屋共始何れも安堵の思ひをなしける所に、村岡、馬場村の嘉左衛門注進の人を戻しけるは、「村岡の諸士雜兵百人追討罷越す。評定の最中」と注進致ける。湯村の彦三郎・喜平次思ひけるは、「縦追討有共よもや蒲生峠は越まじとぞんじ、さばかり騒動せざれば、其儘にも捨置難」思ひ、鳥取へ此由注進致ける。同日夜半過村岡を立たると注進致ける。此旨追々注進「をいたすと。」但州口は「津田周防并組中其外諸士に」仰付(二十五才)「置く。翌五日之朝、追討蒲生峠を」越由注進有「之と。湯村之者共評定」にて、「御茶屋守平兵衛元来(但州)浪人成者也。平兵衛を無何心体にて道まで出し置、「敵打は三日に湯村を到着し、即日米子の方へ参、鳥取へは不参と留させ可申」と彦三郎・喜平次評定にて、平兵衛を呼寄申付けける。平兵衛委細承、「此度但州へ罷越追打の衆中定而古郷にて朋友共可参候得共、右五人の敵打を鳥取へ御引取存ながら、鳥取へは不参と偽り申義、万一以後露頭致候得ば、村岡諸士の聞へも御座候。此儀幾重も御免候へ」と辞退致ける。其時(二十五ウ)喜平次申は、「其方当

19 (内) さばかりも騒動せざれども

20 二十五才からウにかけて大きく破損。「をいたすと。」(但州)の()部分、(内)により補。

村岡敵討事件の実録『但州村岡敵討』(田中則雄)

国へ良久住居飢乏饑ず朝夕をいとなむ事是非国恩に哉。今更古郷の

義理を思ふ事日比には似合(ぬ)者哉」と強申聞せければ、「其儀にて候へば、相心得たり」とて、直馬場の近所迄出向ける。案のごとく村岡勢雜兵四五拾人計騎馬にて参ける。能々見れば、古郷にて懇意に語り片田佐左衛門・三上久女亮・宮田夫兵衛・武田太郎右衛門・上野四郎右衛門・池田甚兵衛・加須屋伝左衛門・浅田十郎兵衛也。平兵衛出合、「各方には定而此度の追打と見へたり。併敵打は三日に湯村当着し、直伯州米子表へ罷通り候。鳥取へ御越は(二十六才)無益也。是、米子の方へ御越可然」と実儀ら敷言ければ、「其方被申所偽りには存ねど、是迄参湯村へは程近の間、先湯村迄参其上の評定なり。不肖ながら湯元迄誘引有(れ)」と申されける。「其儀ならば御伴可申」とて、平兵衛方迄同道致ける。湯村には老若男女周章騒、鳥取へ注進のなしける。五月五日菖蒲の規式の最中にて、俄に騒動し、家中諸士浜坂口迄話懸、今やと待請けり。追打の物見として松尾惣左衛門・大久保与惣右衛門・南条喜右衛門、被仰付罷越けり。彦三郎・喜平次御茶屋守平兵衛方へ参、村岡の(二十六ウ)村岡追打の衆中へ対面し、「右五人の敵打三日に当地へ到着、一宿を望けれ共、銘々同心不仕、則日当所追立、直に伯州米子の方へ立退被申、鳥取へは不参」由口を揃て申ける。追打衆評議区々にて、「是迄参り鳥取へ不罷越村岡へ帰り、銘々申分なし。是非共鳥取へ可参」と、血気盛の若侍共申ける中にも、老仁被申けるは、「湯元役人衆、鳥取へは不参と神文を以被申に、参りても無益也。万一鳥取へ御介抱有ならば、追而評議なるべし。一旦村岡へ可帰」といへり。何れも同心にて、同日湯村を立村岡へ帰

21 (内) 不飢不寒

けり。此旨鳥取へ注進（二十七才）致ける。

家中町中静謐になり、同日の夕近藤源太兵衛へ被遣物品々、白銀拾枚、時服五つ、帷子五つ、奉書一束、鼻紙拾束、右之品々を清水清兵衛を以被遣、海村喜十郎持参也。

村岡へ為物見と參城野作左衛門・吉岡又四郎、同九日之未明に帰着、敵の首尾無相違由。

翌十日之早天敵打之面々御送りに付、米子路行列之衆、先乗騎馬福原清左衛門・黒田四郎兵衛・北村源五郎・青木官兵衛・依藤孫兵衛・安田金右衛門・毛利惣右衛門・竹村孫兵衛、壹番駕籠鉄砲廿一人、敵打山本五兵衛、歩行渡部半助、二番駕籠鉄砲拾人、敵打近藤源太兵衛、歩行吉田惣五郎、三番駕籠鉄砲拾人、敵打堀尾夫兵衛、歩行落合惣兵衛、四番同断、小山田清左衛門、歩行堀作左衛門、五番同断、高橋喜兵衛、歩行北村吉兵衛、跡押澤治部左衛門・上田権左衛門・佐分利五郎右衛門・荒川半弥・諏訪吉左衛門・落合六右衛門、忍吉岡半右衛門・新作兵衛、目付松原伝右衛門・小長谷十介、右以上九百人余、同日十一日の未の下刻米子当着し、順風に付直に出船。海中遠見の爲に一舟。着岸之儀は、近藤源太兵衛望の津へ船を寄申筈。

同十一日山名主殿殿家中宮田夫兵衛と言使者来て、「近藤源太兵衛其外之者共在所に罷越、池田七郎左衛門・（二十八才）浅田郷右衛門打留、其外女童までに手を負せ申に付、早速追掛可申と兎哉角と仕内に、夜中に罷なり事延申候。然る所に岩井郡湯村え逗留仕居申候由「承に付」、先日何れも申合湯村迄参承候へば、敵打の者共御家中を頼鳥取へ御引取と承。左候へば御城下え参御断申上候得共御承引被

22 (内) により補。

成間敷と奉存、在所へ罷帰。其後承候へば、右之者共御介抱被成候由にては無之候得共、小山田名字の者にて其段御穿鑿と申に付、浅田十郎兵衛義堅固に罷有候。源太兵衛残念に可有御座候間、御渡し被下候得ば、討果させ申度、依之私を差越申候。併是にて承候へば、源（二十八ウ）太兵衛其外之者御当地昨朝罷立候由、最早口上申上儀無御座候得共、為惣名代と罷越一通りの口上不申上も難心得、如此御座候。老中返答には、「被仰聞趣委細承届候。彼の者手負の儀如何様共難知に付、遂吟味候処、公儀御尋之小山田名字に有之、当分指留置候而吟味仕候所、小山田名字別条無之、敵打の由にて、昨朝当地（を）出し、領分通し申候。御隣国の儀に候へば、当地に未有之候は、御相談之品も可有御座所、右之首尾故、無其儀候。此趣三上権左衛門・片田佐左衛門、えも可被仰達」由にて、使者も帰やみぬ。（二十九才）

但州村岡敵討終（二十九ウ）

付記

翻刻を許可された鳥取県立図書館に謝意を表する。

村岡敵討事件と西鶴浮世草子との関係について、森田雅也氏より御示教を賜った。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰の文学・歴史関係資料の

23 (中) 小山田名字有之候故其段御穿鑿

24 (中) 小山田名字之者有之

25 「但州村岡敵討終」を、三回繰り返して記す。

基礎的調査研究と発信・公開に関するプロジェクト」(二〇二二～二〇二四年度、代表・田中則雄)、JSPS科研費二一K〇〇二六四「地方実録の展開と享受に関する基礎的研究」による研究成果の一部である。

Jitsuroku regarding the revenge incident at Muraoka Domain, “*Tanshu Muraoka katakiuchi*”

TANAKA Norio

(Faculty of Law and Literature, Shimane University)

[Abstract]

“*Tanshu Muraoka katakiuchi*” is a historical novel, *jitsuroku*, regarding the revenge incident at Muraoka Domain in 1682. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords: *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period